平成２８年（フ）第１１９号
埼玉県鴻巣市天神２丁目２番32号
債務者　日高　清人
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
さいたま市桜区田島５丁目24番11号　ナイスプラザタニグチ301
債務者　井上　征洋
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
埼玉県川口市大字道合1328番地の２　道合神戸住宅Ｅ―815号
債務者　森　　広太
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
さいたま市緑区大字中尾1589番地３　ホワイトオーク・ヴィラ中尾台101号
債務者　石松リベカ
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
さいたま市岩槻区本丸３丁目27番３号　ソレイユＡ
債務者　富樫　圭二
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
埼玉県秩父市大野原922番地
債務者　原嶋　宏幸
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
埼玉県秩父市下宮地町１番11号
債務者　山中　敬介
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
埼玉県秩父市熊木町４番17号
債務者　佐々木金江
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１０２０号
千葉県市川市北方２丁目22番５号
債務者　赤坂　明子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７５号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区15棟404号
債務者　三好美紀子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４８号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1106号
債務者　谷口　雄二
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５７号
大阪市西淀川区福町２丁目14番17号、前住所大阪市西淀川区福町２丁目２番17号　山添マンション301号室
債務者　大塚　　恵
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３２号
大阪府豊中市螢池西町１丁目11番13―202号
債務者　奥水　香織（旧姓三原・北川）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１２号
大阪市東淀川区淡路２丁目６番３号　ルガルデレイナ407号、前住所大阪市東淀川区西淡路１丁目14番24号　丸岡マンション204号
債務者　西田　千琴
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２５１号
茨城県つくば市西岡418番地54
破産者　株式会社髙野スタジオ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８１号
茨城県土浦市西根南２丁目９番22号
破産者　有限会社三和食品
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
大阪府和泉市箕形町１丁目２番９号
破産者　有限会社サンエー
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係